

# プラスEXサービス会員規約集

H27.11版

## JR東海プラスEXサービス会員規約

### （第1条：適用範囲）

1. 本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）が第2条第1項の当社の承認を受けた会員に提供する、JR東海プラスEXサービス会員（以下単に「会員」という。）ID（以下「会員ID」という。）を利用したすべてのサービス（以下「本サービス」という。）について適用するものとします。本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、JR東海プラスEXサービス会員の登録手続に際して、携帯電話又はパソコン等の画面に表示される会員規約に「同意する」ボタンを押すことにより、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 本サービスについて本規約の特約が制定される場合、特約と本規約とは一体となり効力を有するものとします。又、本規約と特約との間で重複又は競合する内容については、特約が優先するものとします。

3. 当社は会員の承諾なく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。また、変更後の内容については、当社 Web サイト上等にて周知するものとします。

### （第2条：会員資格の登録、取消等）

1. 本サービスの利用は、本サービスを利用可能なクレジットカード会員で、当該クレジットカード会社が設けるプラスEXサービスに係る特約に同意し、かつ JR東海プラスEXサービス会員に登録され、本サービスの利用開始申込に対して当社の承諾を受けた者に限り行えるものとします。

2. 利用希望者は、本サービスの利用にあたって、まずは、本サービスを利用可能なクレジットカード（以下、「決済用クレジットカード」という。）を所管する会社が定める所定の方法で、JR東海プラスEXサービス会員の登録を申し込むものとします。

3. 当社は、前項の申込をした利用希望者が、当社が別に定める条件等を満たすときは、会員として登録し、第9条に定めるプラスEXカードを貸与します。

4. プラスEXカードを受け取った会員は、本サービスの利用にあたって、本サービス決済用クレジットカードの会員番号の入力その他の当社が定める本サービスの利用開始申込を行うものとします。この際、当社が要求する情報すべてを正確に登録するものとします。

5. 前項の利用開始申込に対して当社が承諾をした場合、当社は、会員に対して会員IDを発行します。当社の承諾の旨の通知及び会員IDの通知は、承諾画面への表示により行われます。

6. 当社は、第4項の利用開始申込をした会員が以下の項目に該当する場合、会員の利用開始申込に対して承諾をしないことがあります。

- 第4項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
- 利用開始申込が正しく完了しなかった場合
- 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、必要な同意を得ていない場合
- 会員が、過去において本規約又は本規約の特約等に違反したことにより、JR東海プラスEXサービス会員登録の取消を受けている場合
- 会員が、過去においてJR東海エクスプレスサービス会員登録の取消を受けている場合
- その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合

7. 当社より第5項の承諾を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。

8. 会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJR東海プラスEXサービス会員登録の取消又は会員の本サービスの利用を停止させることがあります。
(1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合
(2) 第4項により登録及び第3条により修正された会員に関する情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合

1

- 当社は、前項の利用開始申込をした会員が以下の項目に該当する場合、会員の利用開始申込に対して承諾をしないことがあります。
(1) 第4項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
(2) 利用開始申込が正しく完了しなかった場合
(3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、必要な同意を得ていない場合
(4) 会員が、過去において本規約又は本規約の特約等に違反したことにより、JR東海プラスEXサービス会員登録の取消を受けている場合
(5) 会員が、過去においてJR東海エクスプレスサービス会員登録の取消を受けている場合
(6) その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合
- 当社より第5項の承諾を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。
- 会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJR東海プラスEXサービス会員登録の取消又は会員の本サービスの利用を停止させることがあります。
(1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合
(2) 第4項により登録及び第3条により修正された会員に関する情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合

(17) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

(18) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって会員又は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

### （第7条：通知及び同意の方法）

1. 当社から会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト又は当社 Web サイト上への掲示、会員が登録したeメールアドレスに対する当社からのeメールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. 前項の掲示の通知の内容を反映した本サービスを会員が利用したことにより、同通知の内容を会員が承諾したものとみなします。

### （第8条：サービス等の変更）

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスに関するシステム及び内容を変更することができます。なお、変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。

- 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行うことができるものとします。
(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合
(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりでなくなった場合
(3) 決済用クレジットカード会社のシステム等のメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができなくなった場合
(4) 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなった場合
(5) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及び会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合

3. 当社は、理由のいかんを問わず、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。

### （第9条：プラスEXカード）

当社は、会員に対し、本サービスの利用に必要なプラスEXカードを発行し、貸与します。

### （第10条：年会費）

1. 会員は、当社に対し、決済用クレジットカードの年会費とは別に、本サービスの利用にあたり、当社が別に定める年会費及びこれに課税される消費税等の公租公課（以下「年会費等」という。）を負担するものとします。

2. 会員は本サービス利用の有無にかかわらず、前項の年会費等を、当社が別に定める方法で支払うものとします。

3. 会員は、第2条第8項の定めにより本サービスの利用を停止され、又は同条第9項の定めにより本サービスの利用を停止したことにより、本サービスの利用ができない場合であっても、同条第10項の定めによる退会申込を行い、当社が会員登録を取り消し、かつ決済用クレジットカード会社が設けるプラスEXサービスに係る特約の解除が完了するまでの間に発生した年会費等は、これを負担しなければなりません。

4. 会員の第2条第4項の定めによる本サービスの利用開始申込に対して、当社が承諾しなかったときは、当社は、会員が支払った年会費等（ただし、1年分に限ります。）を滞滞なく無利息にてお返しするものとします。

5. 第8条第3項の定めにより当社が本サービスの全部を終了させたときは、当社は、会員が支払った年会費等のうち本サービスの全部を終了させた日以降に係るものを滞滞なく無利息にてお返しするものとします。

4

- 会員が決済用クレジットカード会員でなくなった場合
- 会員が登録したeメールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から会員への連絡がとれなくなった場合
- 会員が差押、仮差押、仮処分を受けた場合、支払を停止した場合、破産した場合、その他会員の信用状態に重大な変化が生じた場合
- 決済用クレジットカード会社から、会員のJR東海プラスEXサービス会員登録を取り消すよう通知があった場合
- 会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部又は全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で、転売又は換金行為を試み、もしくは実行した場合（旅行業法に定める取次行為を含む。）
- 会員が、その一部又は全部を自らは使用しない等、転売又は換金等の目的において、相当と認められる数量又は頻度を超過して、本規約又は本規約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合
- 会員が第15条に違反している、又は疑いがあると当社が認めたとき
- 同一の会員に対し複数の会員ID（当社が別に提供するJR東海エクスプレス・カード会員等の会員IDを含む。以下同じ。）が発行されている場合（過去に発行されていた場合を含む。）において、複数の会員IDの一部もしくは全部において、上記(1)から(9)のいずれかに該当した場合
- その他、会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合

9. 会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行うものとします。会員が会員登録の初期化手続を行った場合、当社は会員の登録を取り消します。また、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの画面に表示することにより通知します。なお、本サービスの停止手続を行った会員が、本サービスの利用を再開することを希望する場合、再度第4項に定める利用開始申込を行わなければなりません。

10. 会員は、本サービスの利用を終了することを希望する場合、JR東海プラスEXサービスメニューに表示される申込画面から、JR東海プラスEXサービス会員の退会を申し込むものとし、退会申込を受けた当社は、会員の本サービスの利用を終了させ、会員の会員登録を取り消します。会員登録の取消が完了した場合、当社は当社が別に定める方法により通知します。その後、会員は、決済用クレジットカード会社指定の手続きにより、当該クレジットカード会社が設けるプラスEXサービスに係る特約の解除を申し出ることとします。

11. 会員は、決済用クレジットカードを変更した場合、前項の退会申込をしたものとみなされます。

12. 会員が第4項に定める利用開始申込を行った後、又は会員が第9項に定める停止手続を行った後、当社が別に定める所要回答時間を経過しても当社から完了の通知がない場合、当社が別に定めるJR東海プラスEXカスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、カスタマーセンターの電話番号、受付時間等については、変更される可能性があります。

13. 会員は、第8項又は第10項により、会員登録の取消となった後であっても、会員登録の取消時点以前に発生した本規約及び本規約の特約に基づく債務の負担は、理由のいかんを問わず免れ得ないものとします。

### （第3条：お客様情報の登録・修正）

会員は、第2条第4項で登録した自己に関する情報又は回数を問わずこれを修正登録したものと（以下「お客様情報」という。）の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、完全かつ正確に保つものとします。

### （第4条：お客様情報の使用）

本サービスに基づき当社が知り得た会員等に関する情報（購入履歴及びサーバ通信履歴等）についての取扱い、は、JR東海による個人情報の取扱いに関する同意事項によります。

### （第5条：会員の義務）

1. 会員は、本サービスを利用する際には、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守しなければならないものとします。

2. 会員は、会員ID及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡等をしてはならないものとします。

2

6. 前2項の他、会員が一旦支払った年会費等は、本サービスの利用停止又は会員登録の取消その他理由のいかんを問わずお返ししません。

(17) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

### （第11条：権利の帰属）

本サービスに関わるすべてのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社又はそれぞれの権利者に帰属するものであり、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

### （第12条：債権譲渡及び債権供担保の禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本規約及び本規約の特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

### （第13条：相殺禁止）

会員は本規約及び本規約の特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

### （第14条：管轄裁判所）

本サービス並びに本規約及び本規約の特約に関して、当社と会員との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### （第15条：反社会的勢力の排除）

- 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団
  - 暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
  - 暴力団準構成員
  - 暴力団関係企業
  - 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - 前各号の共生者
  - その他前各号に準ずる者
- 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為

3

6. 前2項の他、会員が一旦支払った年会費等は、本サービスの利用停止又は会員登録の取消その他理由のいかんを問わずお返ししません。

(17) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

3. 会員が本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

- 当社は、前項の利用開始申込をした会員が以下の項目に該当する場合、会員の利用開始申込に対して承諾をしないことがあります。
(1) 第4項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
(2) 利用開始申込が正しく完了しなかった場合
(3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、必要な同意を得ていない場合
(4) 会員が、過去において本規約又は本規約の特約等に違反したことにより、JR東海プラスEXサービス会員登録の取消を受けている場合
(5) 会員が、過去においてJR東海エクスプレスサービス会員登録の取消を受けている場合
(6) その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合
- 当社より第5項の承諾を受けた会員は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できるものとします。
- 会員が以下の項目に該当する場合、当社は事前に会員に通知することなく直ちにJR東海プラスEXサービス会員登録の取消又は会員の本サービスの利用を停止させることがあります。
(1) 会員が本規約又は本規約の特約に違反した場合
(2) 第4項により登録及び第3条により修正された会員に関する情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があった場合

2. 会員等は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。
(1) 会員等との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため
(2) 当社の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
(3) 当社の販売状況分析、商品開発のために利用するため

2. 個人情報収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

3. 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員又は第三者が被った不利益

3

3. 会員は、本サービスに関連して当社又は第三者に迷惑、不利益を与えるおそれのある行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本規約に違反するおそれのある行為等を行ってはならないものとします。

### （第5条の2：会員の問い合わせ窓口）

1. 会員から本サービスの利用方法に関する質問等については、カスタマーセンターにて受け付けるものとし、その電話番号、受付時間等は、当社ホームページ上に掲示します。

2. カスタマーセンターでは、会員からの質問等の内容を文書または録音等により記録させていただきますが、当社ホームページ上に掲示する個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき厳正に取扱います。

3. カスタマーセンターが案内する情報に基づき、会員が判断された行動の結果、会員が被害を被ることがあっても、当社はいかなる責任も負いかねますので、予めご了承ください。

### （第6条：会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、又過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自ら行った一切の行為及びその結果並びに会員ID等によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目について、一切責任を負わないものとします。

- お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）があったことにより、会員又は第三者が被った不利益
- 会員の、会員ID及びパスワードの使用上の誤り又は管理不十分により会員又は第三者が被った不利益
- 当社が第2条第6項により会員の本サービスの利用開始申込に対して承諾をしないことにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が第2条第8項によりJR東海プラスEXサービス会員登録の取消又は会員の本サービス利用を停止させることにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が本サービスに関するシステム又は内容を変更したことにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が本サービスの中断・変更・終了又は会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより会員又は第三者が被った不利益
- カスタマーセンターの電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益
- 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、会員の携帯電話又はパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に会員又は第三者が被った不利益
- 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴等がなされたことにより会員ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、会員又は第三者が被った不利益
- 会員が登録したeメールアドレスに対し当社からeメールが送信されることに伴い、会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、削除できずに当社から送信されたeメールに付随していたウイルス、又は当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として会員の携帯電話又はパソコン等の受信容量を超過した、当社から送信されたeメールにより会員又は第三者が被った不利益
- その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、会員が登録したeメールアドレスに対し当社から送信されたeメールにより会員又は第三者が被った不利益
- 決済用クレジットカード又は各クレジットカード会社のシステムのメンテナンス、障害等のため、本サービスの利用ができないうことにより会員又は第三者が被った不利益
- 決済用クレジットカードの有効期限満了日までに、各クレジットカード会社が定める手続きによりカード情報の更新を行わなかったことに伴い、決済用カードの有効期限が満了し、本サービスを利用することができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益
- 決済用クレジットカード会社によりなされた各種の措置によって、本サービスの利用ができなくなったことにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が、会員に限り利用できないサービス等を設定したことにより会員又は第三者が被った不利益

3

6. 前2項の他、会員が一旦支払った年会費等は、本サービスの利用停止又は会員登録の取消その他理由のいかんを問わずお返ししません。

(17) その他、会員が、本規約、本規約の特約、当社の定める運送約款及び法令の定め に違反したことにより、又は本規約及び本規約の特約により会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を会員が行ったことにより会員又は第三者が被った不利益

### 第2条(当社による個人情報の利用等)

- 会員等は、当社が次の目的のため、前条第1項に記載の個人情報を利用することに同意します。
(1) 会員等との乗車券類・旅行関連等の商品及び関連するサービス等の取引又は提供のため
(2) 当社の営業案内として、宣伝物・印刷物を郵送・インターネット等の手段により送付するため
(3) 当社の販売状況分析、商品開発のために利用するため

2. 個人情報の収集及び前項の利用目的に該当する業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は当該業務委託の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じた上で前条第1項に記載の個人情報を預託します。

### 第3条(当社との個人情報の共同利用)

会員等は、当社のグループ会社等当社 Web サイト上において公表する会社（以下、「共同利用者」という。）が、第1条第1項第1号乃至第3号に記載の個人情報 を、同 Web サイト上に掲げる目的で、共同して利用することに同意します。共同利用に関する責任者は当社とし、問い合わせ窓口は第6条第2項記載の窓口とします。

### 第4条(当社からの個人情報の提供及びその利用)

会員等は、当社が当社の提携する観光施設等に、第1条第1項第1号及び第2号に記載の個人情報を提供することに同意します。

### 第5条(当社からの個人情報の提供中止の申出)

会員等は、第4条にかかわらず、申し出により、それ以降の当社からの個人情報提供の中止を求めることができます。この場合、会員等は、第6条第2項に記載の窓口 に申し出るものとします。

### 第6条(当社による個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は、当社に対して、自己の第1条第1項に記載の個人情報を開示よう請求ができます。

2. 当社に対する個人情報の開示・訂正・削除の請求窓口、個人情報に関するお問い合わせは、次のお客様相談窓口にご連絡ください。
〒108-8204 東京都港区港南二丁目1-85 JR東海品川ビルA棟
東海旅客鉄道株式会社 プラスEXカスタマーセンター 電話 0120-417-419

3. 万一当社が保有する第1条第1項に記載の個人情報が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は所定の手続きにより、これを訂正・削除します。

### 第7条(本規約に不同意の場合)

当社は、会員等が本規約の内容の全部、もしくは一部を承認できない場合、JR東海プラスEXサービス会員登録ないしJR東海プラスEXサービス利用開始申込に対してお断りすることがあります。

3. 当社は、前項の利用開始申込をした会員が以下の項目に該当する場合、会員の利用開始申込に対して承諾をしないことがあります。
(1) 第4項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含む）がある場合
(2) 利用開始申込が正しく完了しなかった場合
(3) 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人の何れかであり、必要な同意を得ていない場合
(4) 会員が、過去において本規約又は本規約の特約等に違反したことにより、JR東海プラスEXサービス会員登録の取消を受けている場合
(5) 会員が、過去においてJR東海エクスプレスサービス会員登録の取消を受けている場合
(6) その他、会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供するプラスEXサービスによる新幹線乗車等について定めるものです。

### 第1章 総則

### 第1条(総則)

1. 本規約は、「JR東海プラスEXサービス会員規約」（以下、「サービス規約」という。）の特約とし、サービス規約と本規約との間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。また、会員がサービス規約第1条第1項中の、JR東海プラスEXサービス会員IDを利用したすべてのサービス（以下、「本サービス」という。）により購入した乗車券類

6

の効力等は、本特約に定める内容を除き、乗降区間に応じて当社又は他社の定める運送約款（旅客営業規則その他の運送約款。以下同じ。）によります。

- サービス規約に定めるJR東海プラスEXサービス会員は、本サービスの利用開始申込を行うに際して携帯電話又はパソコン等の画面に表示される規約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます（以下、本特約を承諾しているものとみなされたJR東海プラスEXサービス会員を単に「会員」という。）。

- 会員は、JR 東海プラスEX サービス会員登録を取り消された場合、当然に会員でなくなります。

#### 第2条（用語の定義）

- 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
  - 「プラスEXカード」とは、会員が、当社が別に定める登録手続をし、当社が会員に貸与したICカードをいいます。
  - 「決済用クレジットカード」とは、クレジットカード会社及び当社が別に定めるクレジットカードのうち、会員が、サービス規約第2条第4項の定めにより、JR 東海プラスEX サービスの利用開始申込を行う際に利用代金等の決済手段として登録したクレジットカードをいいます。
  - 「プラスEXカード番号」とは、プラスEXカードを識別するためにICカードごとに付与されたプラスEXカードに固有の番号をいいます。
  - 「記名式プラスEXカード」とは、個人の会員名がカードの表面に記載されているプラスEXカードをいいます。
  - 「当社指定路線」とは、プラスEXサービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
  - 「決済用クレジットカード発行会社」とは、決済用クレジットカードを発行するクレジットカード会社をいいます。
  - 「会員情報」とは、会員がサービス規約第2条第2項及び第4項の定めにより登録した事項（サービス規約第3条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
  - 「プラスEX運送契約」とは、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際にプラスEXカードが必要等となる当社が別に定める「プラスEXサービス運送約款」により締結する特別な旅客運送契約をいいます。

- 本特約に定めのない用語の定義については、サービス規約に定めるところによるものとします。

#### 第3条（本特約の変更）

- 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員は、変更後にプラスEXサービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。

- 当社は、前項の変更起因して、会員又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

### 第2章 プラスEXサービス

#### 第4条（プラスEXサービス）

- 本サービスは、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「旅客運送契約の締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。

- 本サービスにより締結した旅客運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

- 削除

#### 第5条（プラスEX運送契約の内容）

削除

#### 第6条（利用環境、受付期間、受付時間、回答時間）

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のプラス

7
---

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
  - システム等の保守、点検を行う場合
  - システム等に障害が発生した場合
  - 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
  - その他、当社が本サービスの提供上、必要と判断した場合

- 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供を終了させることができるものとします。

- 当社は、前各項の本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第15条（通知の方法）

- 当社から会員への本サービスの内容及びその取扱い等に関する通知は、本サービスのWebサイトもしくは当社Webサイト上への掲示、会員情報として登録されたeメールアドレスへのeメールの送信、住所への郵便物の送付、電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行ふものとします。

- 前項の通知が本サービスのWebサイト又は当社Webサイト上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

- 第1項の通知がeメールによって行われる場合、当社がeメールを送信するときに会員情報として登録されたeメールアドレスに宛てたeメールがメールサーバに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

- 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

- 前2項において、会員情報として登録されたeメールアドレス又は住所が不正確であった場合には、このためにeメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- 当社は、eメールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、会員又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第16条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章乃至本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

### 第5章 プラスEXカード

#### 第17条（プラスEXカードの発行及び効力）

- 当社は、本サービスの提供に関連して、会員に対し、当社が必要と認める種類及び枚数のプラスEXカードを発行し、貸与します。
- プラスEXカードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
- 当社は、別に定める場合を除き、決済用クレジットカード発行会社が指定する住所に、プラスEXカードを送付します。
- 会員は、善良なる管理者の注意を持ってプラスEXカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む。）を使用、管理しなければなりません。
- 会員は、プラスEX運送契約により当社指定路線に乗車する場合であってプラスEXカードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常にプラスEXカード及び決済用クレジットカードを携帯し、当社、提携企業又は指定クレ

10
----

EXホームページ（https://plus-ex.jp/）（以下、「プラスEXHP」という。）により周知するものとし、ます。

- また、本サービスにより旅客運送契約の締結等の申込を受け付ける期間、時間及び所要回答時間についても、当社が別に定めるWebサイト上で周知するものとし、ます。

#### 第7条（申込）

会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、旅客運送契約の内容を確認するものとします。

#### 第8条（申込及び決済の方法、契約の成立等）

- 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等を申し込む場合、本サービスのWebサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

- 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員が会員情報として登録したeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行ふものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。

- 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で本サービスによる旅客運送契約が成立するものとします。

- 本サービスの運賃等は、決済用クレジットカードによって決済するものとします。なお、会員の本サービスにより旅客運送契約を締結できる可能額は、当該決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、旅客運送契約の締結可能件数は、プラスEXHPにより周知するものとします。

- 第3項の定めにより旅客運送契約が成立した時点において、本サービスの運賃等の決済手続が行われるものとします。

- 会員は、本サービスにより旅客運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスのWebサイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

- 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスのWebサイト画面への表示又は会員が会員情報として登録したeメールアドレスへのeメールの送信のうち、当社が別に定める方法により行ふものとします。

- 前項により、第4項により決済した運賃等に払戻すべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、決済用クレジットカードにより精算するものとします。なお、乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の旅客運送契約を改めて締結したのち、変更前の旅客運送契約の解約をします。したがって、会員の本サービスにより旅客運送契約を変更できる可能額は、会員の決済用クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。

- 会員は、本サービスにより旅客運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるJR東海プラスEXカスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。なお、通信環境やその状況、eメールサーバの状況等により回答が通知されないときも、これによります。

#### 第9条（契約の締結、変更後の取扱い）

- 会員は、本サービスにより締結、変更した旅客運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスのWebサイト上で確認することができます。

- 本サービスにより会員が購入、変更した乗車券類については、会員が受取、払戻を行うまでの間、当社において保管するものとします。

- 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除

8
---

<p>ジットカード発行会社の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示するものとし、ます。この呈示がない場合、会員は、プラスEX運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</p>
--

<p>6. 記名式プラスEXカードは、プラスEXカード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。</p>
---

<p>7. プラスEXカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</p>
--

<p>6. 記名式プラスEXカードは、プラスEXカード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。</p>
---

- プラスEXカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

#### 第18条（プラスEXカードの有効期限及び更新）

- プラスEXカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、プラスEXカードの有効期限を変更することができるものとします。

- 前項にかかわらず、プラスEXカードの有効期限前に、当社の都合によりプラスEXカードを予告なく交換することがあります。

- プラスEXカードの有効期限が満了する場合、会員からプラスEXカードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、プラスEXカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したプラスEXカードを自動的に発行します。

#### 第19条（プラスEXカードの返却等）

- 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、提携企業又は決済用クレジットカード会社は、会員に対し、会員登録を取り消し、プラスEXカードの返却を求めるとともに、本サービスの利用を停止することがあります。
  - 本特約に違反した場合
  - サービス規約第2条第8項の会員登録の取消を受けた場合
  - 当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
  - 記名式プラスEXカードの会員が本人以外の第三者に記名式プラスEXカードを使用させた場合
  - プラスEXカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます）又は公序良俗に反する行為に使用した場合
  - 転売、換金等の目的によるプラスEX運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、プラスEXカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合
  - プラスEXカード本体又は内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複製、移動又は第三者に提供等した場合
  - 会員が、決済用クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社よりプラスEXカードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
  - プラスEX運送契約の内容について、当社が別に定める「プラスEX運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合
  - 当社から複数のプラスEXカードや本サービスの利用に必要な決済用クレジットカードを貸与されている場合で、プラスEXカード又は決済用クレジットカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
  - その他、会員のプラスEXカードの利用が適当でないとき当社が認めた場合

- 前項により会員がプラスEXカードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効なプラスEX運送契約に基づく権利その他プラスEXカードに基づく権利は、無効となります。

- 会員は、会員でなくなった場合、速やかにプラスEXカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。

- 会員は、会員でなくなった後であっても、プラスEXカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第20条（プラスEXカードの紛失、盗難及び不正使用）

- 会員がプラスEXカードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、カスタマーセンター又は当社が別に指定するお客様窓口（以下、総称して「カスタマーセンター等」という。）に連絡し、その指示に従うものとします。

- 会員のプラスEXカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、そ

き、当社の定める運送約款の適用を受けるものとします。

#### 第10条（プラスEXカードによる入出場）

- 会員は、プラスEX運送契約により新幹線に乗車する場合、プラスEX運送契約に基づき約定した乗降駅における自動改札機のカード読取部にプラスEXカードをタッチして自動改札機を通過するものとします。ただし、乗車駅の自動改札機を通過できない場合は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」という。）において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類を受け取って乗車するものとします。
- 前項の場合、プラスEX運送契約締結時に使用したIDに対応したプラスEXカード及び別に定める場合を除き同契約の決済用クレジットカードを所持するものとします。

- 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をプラスEXカード又は第11条の定めによる乗車券類のみで通過することはできません。

- 第1項により受取った乗車券類は、会員本人以外が利用することはできません。

#### 第11条（受取）

- 会員は、受取窓口において、当社が別に定める方法により、第9条第2項により当社が保管をしている乗車券類を受け取って乗車するものとします。

- 前項の受取を行う際には、会員のプラスEXカード又は会員の決済用クレジットカードが必要となるほか、会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力を行うものとします。ただし、当社の駅等の窓口で決済用クレジットカードによる受取を行う場合は、当社所定の帳票への自署によるものとします。

- 削除

- 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

- 前項の受取期間を経過したにもかかわらず受取が行われなかった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は、乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払戻請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払戻を行います。なお、この場合、当社が行う払戻は、会員の決済用クレジットカードにより決済することとし、現金による取扱いいたしません。

- 会員がサービス規約第2条第1項に該当しなくなった時点で、当社が第9条第2項により保管している乗車券類が存在する場合、当該時点における日付をもって、第4項に規定する受取期間の満了日とみなすものとします。

#### 第12条（受取後の乗車券類の扱い）

会員が第11条第1項により受取をした後の乗車券類の変更・払戻等を行う場合、会員は当社の駅等の窓口又は別に定める当社の端末等において、原則として、会員の決済用クレジットカードの呈示等を行うものとします。

### 第3章 付帯サービス

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社Webサイト上への掲示等の方法により通知します。

### 第13条（付帯サービス）

第13条（付帯サービス）
当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社Webサイト上への掲示等の方法により通知します。

### 第14条（付帯サービス）

第14条（付帯サービス）
当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社Webサイト上への掲示等の方法により通知します。

### 第15条（付帯サービス）

第15条（付帯サービス）
当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社Webサイト上への掲示等の方法により通知します。

### 第16条（付帯サービス）

第16条（付帯サービス）
当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を会員に提供することがあり、会員は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社Webサイト上への掲示等の方法により通知します。

### 第17条（付帯サービス）

9
---

<p>のために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。</p>
------------------------------------

- 会員の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合
- 会員の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合
- 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
- 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
- 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
- 第1項の連絡の内容が虚偽である場合

- 当社は、第1項の連絡を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続きをとるものとします（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）。防護措置期間経過後に生じたプラスEXカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

- プラスEXカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の決済用クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。

#### 第21条（プラスEXカードの再発行）

- 当社は、プラスEXカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなくプラスEXカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

- 当社は、会員がプラスEXカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、プラスEXカードを再発行します。

- 前各項のプラスEXカードの再発行の際には、会員は、プラスEXカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がプラスEXカードの所有権を放棄し、会員の責任においてプラスEXカードを処分させることができるものとします。

- 会員は、第2項によりプラスEXカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の決済用クレジットカードにより決済するものとします。

#### 第22条（当社の免責事項）

当社は、プラスEXカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- 会員のプラスEXカードの使用上の誤りにより会員又は第三者が被った不利益
- 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員又は第三者が被った不利益
- 決済用クレジットカード、プラスEXカード、及びプラスEXサービスの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員又は第三者の被った不利益
- 当社が会員から第20条第1項の連絡を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員又は第三者の被った不利益

### 第6章 その他

#### 第23条（債権譲渡及び債権供担保の禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

#### 第24条（相殺禁止）

会員は理由のいかんを問わず、本特約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

#### 第25条（合意管轄裁判所）

本特約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。